

令和 3 年度 第 4 回地域密着型サービス運営委員会

1. 令和 3 年度地域密着型サービス事業所実地指導について

(1) 実地指導実施状況

- ①小規模多機能型居宅介護事業所 よろこんでハウス・サンプラザ
サービス名：小規模多機能型居宅介護（令和 3 年 8 月 20 日実施）
- ②県民せいきょう小規模多機能ホーム 勝山きらめきハウス
サービス名：認知症対応型共同生活（令和 3 年 11 月 12 日実施）
- ③悠悠いきいき倶楽部ちやま
サービス名：地域密着型通所介護（令和 4 年 1 月 12 日実施）

(2) 実地指導の概要

実地指導の結果、3 施設合わせて 19 件の改善指導をした。その内、5 件に対して文書による改善報告を求めたが、その他については軽微なものとして、改善報告を求めず文書指導（次回実地指導時に改善状況を確認）のみとした。

(3) 個別指導事項の抜粋

【改善報告を求めた事項】

- ①居宅介護計画の作成について
- ・小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては指定居宅介護支援等基準第 13 条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとされているが、アセスメント表、週間計画表、サービス担当者会議録、支援経過記録、3 ヶ月評価表等がないケースがあった。令和元年 8 月以降の書類を再度点検し、記録がないものについて全て報告すること。
- ②介護報酬改定に伴う利用者の同意について
- ・改定後の利用料金を記載した重要事項説明書がないため、すみやかに利用者へ改定内容についての説明を行い同意を得ること。
 - ・令和 3 年度介護報酬改定後の利用料金を記載した重要事項説明書がなかった。事業所から県に口頭説明と記録でよいと確認した対応であるが、勝山市においては重要事項説明書等の内容を変更する場合には、改めて重要事項の説明を行い同意を得ることが適切と考える。
- また、同意にあたっては、解釈通知において「利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい」とされており、署名又は記名押印による確認を推奨する。
- ただし、事務負担の軽減の観点から、令和 3 年度介護報酬改定に係る利用者負

担額の変更について明示した書面を用いて説明し、利用者等に十分理解を得た上で、同書面に利用者等の同意を署名又は記名押印で得る方法も可能とする。

このいずれかの方法で利用者へ改定内容についての説明を行い書面にて同意を得ること。

③契約書の記載事項について

- ・契約書に利用日や利用料金等が記載されており、サービス内容に変更があった際に変更契約が交わされていない。重要事項説明書等に変更についての同意を得ているが、今後、契約書と重要事項説明書のひな形を変更するなど、契約内容と事実が異なることのないように改善すること。

④雇用契約書について

- ・職員の雇用契約書に記載された勤務時間と実際の勤務時間に相違があった。雇用主と労働者の双方で契約内容を確認のうえ、適切な契約書を交わすこと。

【改善報告を求めず文書指導のみの事項】

①運営管理体制について

- ・小規模多機能型居宅介護はサービス提供が過小である場合、基本報酬の100分の70に相当する単位数を算定する。算定月におけるサービス提供回数について、登録者1人当たり平均回数が週4回以上であるかの確認できるよう資料を整えておくこと。
- ・令和3年4月から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講するよう義務付けられた。3年間の経過措置内に対象となる職員が期間内に受講できるよう配慮すること。
- ・タイムカードと勤務実績表に相違が見られた。勤務時間の管理を正確に行うため、書類の作成にあたっては正確を期すこと。

②ケアプラン等について

- ・ケアプランを継続する際、第2表のサービス期間を新たにして利用者の同意が記載されているため、プランを変更したことになっている。プランを継続する場合は、直前のケアプランの第1表に利用者の同意を記載し、第2表に延長した期間を手書きで記入すること。
- ・軽微な変更と捉え、第2表にサービス内容が追加されていたが、利用者の状態が変わり家族の介護負担が増しているケースは軽微な変更には当たらないため、ケアプランの変更を行うこと。
- ・福祉用具のレンタルについてケアプラン作成後に追加されているケースがあった。ケアプランに位置づけ、必要性についてサービス担当者会議で検討を行う必要がある。(運営基準第13条第23項)

- ・アセスメントの基本情報に未記入の箇所があった。ケアプラン作成において、基本情報は大切な情報源となるため、記入漏れがないよう注意すること。
- ・小規模多機能型居宅介護のライフサポートプラン①において、通い、訪問又はお泊りのいずれか具体的な記載がなく、サービス内容が明確に記入されていないプランがあった。利用者が見ても分かりやすいように記載するとともに、ライフサポートプラン②においても明確に記入すること。
- ・カンファレンス記録における欠席者の文言は、「照会」であることを明記すること。(運営基準第13条第15項)
- ・支援経過の中にモニタリングやアセスメントを実施した場所を明記すること。(運営基準第13条第7項、第14項)
- ・地域密着型通所介護計画書・評価表に評価内容が記載されているが、実施期間(6か月間等)を通しての評価が記載されていない。具体的な支援内容を実施し、利用者の機能の維持に関する状況等を記載すること。

2. 令和3年度地域密着型サービス事業所集団指導について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料の配布のみ行う予定。

3. 令和3年度地域密着型事業所について

(1) 新規指定

事業所名	愛の家デイサービス勝山荒土(共用型認知症対応型通所介護)
指定期間	令和3年8月1日から令和9年7月31日
定員	2人(1ユニットあたり1人)

(2) 指定更新

対象事業所なし(令和7年2月末まで更新予定なし)

(3) 変更

事業所名	グループホームはなみずき(認知症対応型共同生活介護)
変更日	令和3年4月1日
変更内容	定員15人を9人に減

(4) 地域密着型サービス事業者の決定

事業者名	合資会社ケアサポート花水木
事業予定地	勝山市元町3丁目5号(勝山南部地区)
サービス種類	認知症対応型共同生活介護
利用定員予定数	18人(1ユニットあたり9人×2ユニット)